

利用上の注意 (20241119)

【火気の使用について】

- 火気は火気使用エリア（かまど）で取り扱うこととし、直火による使用はしないこと。
- 火気の使用時には火元責任者を決め、そばを離れないこと。
- 火気の使用時には前もって消火用水を準備し、終了時には確実な消火確認をするとともに、燃え残りの処理をすること（最低限残った炭などは消火を確認して、お持ち帰りください。）
- 施設内の落ち葉や樹木は燃料にしないこと。

【施設利用関係】

- 野外活動広場の活動は、簡易トイレ前からウッドテーブルまでの範囲とします。
- 野外活動広場の利用団体に限り、地面に杭を打つテントやタープを散策ゾーン及び野外活動広場で使用できます。他の利用者の妨げにならないようにしてください。
- 利用時間内に準備や片付けを行い、活動を終わったら速やかにお帰りください。
- 虫や枯れ枝・でこぼこのある場所です。各々注意して利用してください。
- 安全対策や救急箱等の用意は各々十分な対策を取ってください。
- 施設用具を汚したり壊す等の損害を与えた場合は修理又は賠償をしていただきます。
- 流しは詰まりやすいため、洗い物の際は事前に汚れを拭取る、大きなゴミを流さない等の留意をしてください。
- ごみは必ずお持ち帰りください。
- 利用団体の用具はお預かりすることができません。
- 自転車は所定の位置に駐輪してください。

【禁止事項】

- 火気使用エリア以外で火気を使うこと（花火・キャンプファイヤー・たき火・蚊取線香）。
- サッカー・野球・バスケットボールなど（幼児のボール遊び程度は可）。
- 自転車、自動車の乗り入れ（車椅子やベビーカーは可）。
- エアガン・モデルガンで遊ぶこと。
- ペットの散歩、木登りや草木の採取。
- 喫煙。
- マイク・スピーカー・楽器等を使用して大声や大きな音を出す等、他者に迷惑と思われる行為。
- 広告物の配布など、営利を目的とした行為をすること。
- 利用権を第三者に譲渡したり、転貸すること。
- その他危険を伴うこと。

【その他】

- 事故や盗難・利用者同士のトラブルについて市では責任負いかねます。
- 施設管理人から指示のあった場合は、速やかに従うこと。
- 利用時間を守って利用すること。
(市民憩の森 午前8時30分～午後5時、駐車場 午前8時～午後5時30分)
- 注意事項に反した場合、施設利用の即時停止及び今後における一切の利用禁止となることがあります。

市民憩の森の利用に際し、「利用上の注意」を遵守します。

年 月 日

団体名

氏名
